

## FAQ8 特別徴収税額の納期の特例について

### Q8-1

特別徴収税額の納期の特例とは、どのような制度ですか？

- A 特別徴収した市民税・県民税・森林環境税は、各月分の税額を翌月 10 日までに納めていただくことになっていますが、一定の条件に該当し、市の承認を受けた場合は、その税額を年 2 回にまとめて納めることができます。

#### 【条件】

給与の支払いを受ける方が、雇用形態にかかわらず、常時 10 人未満であること。

特例が承認された場合の納期限は、以下のとおりです。

6 月分～11 月分 ……12 月 10 日までに納入

12 月分～翌年 5 月分 ……6 月 10 日までに納入

※申請の時期によっては、年2回の納入とならず、各月で納めていただく場合があります。

### Q8-2

特別徴収税額の納期の特例を申請するには、どのような手続きが必要ですか？

- A 「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書」に必要事項を記入して、市に申請してください。

申請の様式は、鶴岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

[鶴岡市ホームページ](#) > [税金](#) > [市民税](#) > [各種様式「特別徴収様式」](#)

承認の認否が決定しましたら、承認(不承認)通知書を送付します。

※市税の滞納や著しい納付の遅滞があるような場合には、不承認となることがあります。

※承認された後に、市税の滞納や著しい納付の遅滞があった場合には、承認が取り消されることがあります。